



# SMTB年金ニュース



(平成27年2月2日)

三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金】

### 「責任準備金相当額の前納に係る留意事項」及び「特例解散に関する専門委員会の意見」に関する事務連絡の発出

以下の事務連絡が平成27年1月26日付で発出されましたのでご連絡いたします。

#### I. 責任準備金相当額の前納に係る留意事項について

[http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews\\_20150202shiryou1.pdf](http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20150202shiryou1.pdf)

＜主な内容＞

- 財産目録等の承認により責任準備金相当額が確定した時点で、前納済金額が当該責任準備金相当額を上回る場合には、その差額について解散した厚生年金基金等（以下「基金等」という。）へ還付することとされている。
- 基金等への還付は、還付のための予算額の範囲内で行うことになるが、多額の還付が発生した場合には歳出予算額を圧迫することになり、その後の還付手続きに大きな支障が生じることになる。
- 従って、前納の申出にあたっては以下の点に留意すること。

留意事項	
①	責任準備金相当額(見込)の算定に当たっては、可能な限り解散時に実際に用いる予定の方法により精緻に積算すること。
②	前納する額は、算定した責任準備金相当額(見込)を、切り上げ等により概数とせず実額によって算出すること。
③	解散等の予定月は、解散等に向けた事務の進捗状況を勘案して適切に見込むとともに、徒過することのないよう確実に事務を進めること。
④	還付の手続きは、還付のための予算額の範囲で行われることから、予算額が不足した場合には還付までの時間を要することになること。

## II. 特例解散に関する専門委員会の意見について

[http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews\\_20150202shiryou2.pdf](http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20150202shiryou2.pdf)

＜主な内容＞

- 代行割れしている厚生年金基金及びその設立事業所の事業主から特例措置（納付額特例、納付猶予特例）の申請があった場合は、厚生労働大臣は社会保障審議会（特例解散に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。））の意見を聴くこととされている。
- 専門委員会は、昨年5月に第1回が開催され、個々の納付計画について審議してきたところであるが、これまでに出された意見を今般、事務局において以下のとおり取りまとめを行ったので参考にすること。
- なお、本意見は個々の納付計画に対する意見であることから、必ずしも今後申請がされる納付計画に当てはまるものではなく、また本意見を踏まえた内容であっても、個々の事案として審議されることになることに留意すること。

### 【これまでに出された意見の取りまとめ内容】

#### 1 承認に当たっての手続に関する事項

これまでに出された意見	
①	納付猶予期間が5年を超えることの理由が、具体的に記載されていない場合があることから、適切に記載させが必要。
②	事業所の負担額と現行の基金掛金額（特別掛金を含み、免除保険料を除く。以下同じ。）との年額の比較表を求め、事業所の負担額の妥当性を確認することが必要。

#### 2 納付猶予期間の合理性に関する事項

これまでに出された意見	
(1) 納付猶予期間が30年の場合	
①	事業所の負担額と現行の基金掛金額との年額を比較して負担額が2倍以上の事業所に対しては、その納付が可能であることの疎明を求めることが必要。
②	営業活動のキャッシュフロー（単年度の収支差額）が事業所の一年当たりの負担額を上回る事業所に対しては、納付猶予期間の短縮を促すことが必要。
③	納付猶予期間が30年の納付計画の承認は、制度を最大限活用した特例的なものであることを納付計画承認通知に記載することが必要。
(2) 納付猶予期間が15年超の場合	
①	貸借対照表、損益計算書以外にも、キャッシュフロー、減価償却等を確認し、事業所の負担額の妥当性を確認することが必要。
②	損益計算書の営業利益、経常利益、純利益の全てが黒字で、貸借対照表（純資産）が債務超過となっておらず、貸借対照表において期末現預金が一定程度ある場合は、納付猶予期間の短縮を促すことが必要。

	<p>以下のいずれかに該当する事業所に対しては、納付猶予期間の短縮を促すことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の負担額と標準掛金＋事務費掛金の年額とを比較して割合が1.0倍未満の事業所</li> <li>・事業所の負担額と現行の基金掛金額との年額を比較して割合が概ね0.5倍の場合で、事業所の財政状況や理由からその猶予年数が適当ではないと思われる事業所この場合、解散後に中退共や確定給付企業年金等の他の企業年金制度等を導入することを理由に納付猶予期間を延長する場合は、事業主からその疎明を求めることが必要。</li> </ul> <p>一方、臨時的な事業上の必要経費の支出は、合理的な理由とは言えない。</p>
	<p>納付計画の承認の際には、納付猶予期間の短縮の活用等により早期の納付に努めるよう納付計画承認通知に記載する必要。</p>
<p>(3) 納付猶予期間が5年超の場合</p>	
	<p>① 納付猶予期間が5年を超えることの理由に、「法人の解散を準備中」等と記載されている場合は、現行の基金掛金額以上の月額負担額であることが必要。</p>

### 3 事業主ごとの負担方法に関する事項

これまでに出された意見	
①	<p>設立事業所の従業員を他の事業所に転籍させるケースについて、それにより責任準備金相当額の負担額が少なくなる場合で、報酬按分や加入員人数按分によらず、例えば過去期間代行給付現価による按分等、他の計算方法を用いることで、各事業所から基金解散に向けての合意を得やすくなる場合もあると考えられる。</p>

### 4 その他

これまでに出された意見	
(1) 納付計画を提出していない事業所の事業主（一括納付対象事業主）に対する対応	
①	<p>負担額の一括納付の見込み及び納付計画を提出しない背景等を確認することが必要。</p>
②	<p>納付計画を提出しない事業所に対しては、特例措置を受けることができないことを説明した上で、納付計画の提出を促すことが必要。</p>
(2) 基金掛金を滞納しており、滞納の解消のために定期的に納付をしていない事業所に対する対応	
①	<p>当該滞納の今後の解消見込みを確認することが必要。</p>
②	<p>当該滞納を速やかに解消するよう納付計画承認通知に記載が必要。また、基金に対しては、速やかに滞納額を解消するよう指導することが必要。</p>
③	<p>また、承認後の滞納掛金の納付の状況について基金を通じて確認することが必要。</p>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。　【担当部署】三井住友信託銀行株式会社　年金信託部　【電話番号】03-6256-3824